

岡山県林業振興事業補助金交付要綱

(昭和 41 年 12 月 26 日付け林第 522 号)
(最終改正：令和 8 年 3 月 31 日付け林第 801 号)

(趣 旨)

第 1 条 知事は、林業の振興を図るため、林業振興事業（造林事業、林道事業を除く。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助率)

第 2 条 補助金の対象となる事業（事務）及び補助率（額）は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（別記様式第 1 号）に事業計画及び収支予算書等関係書類（事業別様式 I）を添えて、別表に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 補助金の交付を受けようとする者は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合はこの限りでない。

(申請の取下げ期限)

第 4 条 補助金の交付の申請をした者は、規則第 8 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して 15 日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更承認申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により、補助事業等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止、若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。

(状況の報告)

第7条 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業着手届、補助事業実施状況報告書、補助事業完了届、利用状況報告書等を知事に提出しなければならない。

(指示申請書)

第8条 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により知事の指示を求める場合は、別に定める手続により、指示申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（別記様式第3号）に、事業実績及び収支精算書等関係書類（事業別様式Ⅱ）を添えて、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項ただし書に該当した各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体においては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別記様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の処分等)

第10条 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供するため、知事の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより、財産処分等承認申請書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限を適しない場合)

第 11 条 規則第 20 条ただし書に規定する知事が別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 補助事業者が、補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数を経過した場合

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第 12 条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後 5 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第 13 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄の県民局長を経由しなければならない。提出部数は別表に定める部数とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成 21 年 9 月 14 日付け林第 424 号)

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 3 月 24 日付け林第 806 号)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 3 月 30 日付け林第 769 号)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 9 月 9 日付け林第 369 号)

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 9 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日付け林第 744 号)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 7 月 2 日付け林第 215 号)

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 2 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日付け林第 752 号)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 5 月 16 日付け林第 151 号)

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 3 月 27 日付け林第 702 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 30 日付け林第 692 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け林第 52 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 12 月 20 日付け林第 684 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 20 日から適用する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日付け林第 984 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 29 年 6 月 19 日付け林第 281 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 19 日から適用する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日付け林第 921 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 30 年 7 月 20 日付け林第 520 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から適用する。

附 則 （平成 30 年 10 月 31 日付け林第 556 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 31 日から適用する。

附 則 （平成 31 年 3 月 29 日付け林第 939 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和元年 10 月 1 日付け林第 590 号）

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 2 年 2 月 14 日付け林第 701 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 14 日から適用する。

附 則 （令和 2 年 3 月 31 日付け林第 832 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 2 年 7 月 17 日付け林第 286 号）

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 17 日から適用する。

附 則 （令和3年3月1日付け林第744号）

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から適用する。

附 則 （令和3年3月31日付け林第870号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 （令和3年12月23日付け林第568号）

- 1 この要綱は、令和3年12月23日から適用する。

附 則 （令和4年12月21日付け林第558号）

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から適用する。

附 則 （令和5年12月19日付け林第584号）

- 1 この要綱は、令和5年12月19日から適用する。

附 則 （令和6年3月29日付け林第773号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則 （令和7年3月28日付け林第809号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 （令和8年3月31日付け林第80号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。